

第1章 委員会の組織・会議等

1 組織

都道府県労働委員会は、労働組合法（以下「労組法」という。）第19条の12第1項の規定により都道府県ごとに設置されているもので、地方自治法第180条の5に規定する合議制の行政機関である。この委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）それぞれ同数をもって組織される。このうち労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、また公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命する。委員は特に条例で定める場合を除き非常勤であり、任期は2年である。

委員会の会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙により選出される。

また、労働関係調整法（以下「労調法」という。）第10条及び第11条の規定により、労働争議解決に援助を与えるため、労働委員会は学識経験者の中から、あっせん員候補者を委嘱している。

さらに、委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て知事が任命する事務局長をはじめ必要な職員が配置されている。

(1) 委員

京都府労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人、計15人で構成している。

令和3年は、第47期委員（令和2年12月25日任命）によって運営された。

(2) あっせん員候補者

京都府労働委員会においては、あっせん員候補者委嘱基準内規に基づき、その期の委員、前期の委員、事務局長・次長・課長及び委員会が特に必要と認める者をあっせん員候補者に委嘱している。

任期については別段の定めはなく、通常上記の者に異動があった場合、その後の総会において、委嘱・解嘱について決定している。

(3) 業務及び権限

① 委員会の権限は、不当労働行為について、必要な調査・審問を行い、命令を発し、これに関する措置をとる権限（いわゆる準司法的権限）と労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う権限（いわゆる調整的権限）を有し、いずれも独立して行使される。

（労組法第20条、27条、同法施行令第16条、労調法第12条、18条、30条）

② 上記の権限に基づくほか以下のような業務を行う。

ア 知事からの事務委任により、個別労働関係紛争のあっせんを行う。

イ 労働組合が労組法に規定する手続へ参与（主に不当労働行為の審査手続及び労働者委員の推薦）するために、労組法の規定に適合するかどうかについて、その認定及び証明書発行を行う。
(労組法第5条、同法施行令第21条)

ウ 労働組合が法人登記を行う前提条件として、労組法の規定に適合する旨の証明を行う。

(労組法第11条)

エ 労働協約に地域的一般的拘束力を持たせることの適否を決議し、不適当な部分に修正を加える。
(労組法第18条)

オ 争議行為の届出を受理する。
(労調法第9条)

カ 公益事業に関する争議行為予告通知書を受理する。

(労調法第37条、同法施行令第10条の4)

キ 上記カの争議行為予告通知を行わないことについて、労調法第39条に規定する処罰の請求を行う。
(労調法第42条、同法施行令第11条)

ク 地方公営企業又は特定地方独立行政法人の労働組合に係る利益代表者の範囲を認定して告示する。
(地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条)

委 員 名 簿 (第47期)

令和2年12月25日～

区分	氏名	職名	就任
公益委員	◎ 笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授	第40期(平20～)
	○ 青木苗子	弁護士	第43期(平26～)
	土田道夫	同志社大学法学部教授	第44期(平26～)
	藤井正大	弁護士	第45期(平28～)
	橋本武久	京都産業大学経営学部教授	第47期(令2～)
労働委員	山本敏明	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 電機連合京都地方協議会議長	第45期(平28～)
	梶山裕次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	第45期(平28～)
	師玉憲治郎	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 UAゼンセン京都府支部支部長	第46期(平30～)
	松本隆浩	京都医療労働組合連合会特別執行委員	第47期(令2～)
	上尾寅彦	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 京都府電力総連会長	第47期(令3～) 令和3年10月22日就任
	鍛治淳志	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 情報産業労働組合連合会近畿ブロック支部執行委員長	第46期(平30～) 令和3年8月20日退任
使用者委員	安藤源行	株式会社オーランド代表取締役会長	第40期(平18～)
	塩尻敬子	丸八生糸株式会社取締役	第42期(平22～)
	石津友啓	一般社団法人京都経営者協会顧問	第44期(平27～)
	倉垣雅英	三菱ロジスネクスト株式会社監査役	第45期(平28～)
	南島新	株式会社SCREENホールディングス相談役	第45期(平28～)

(注) ◎=会長 ○=会長代理 ※職名は、令和3年12月24日現在、ただし退任者は在任時点

あっせん員候補者名簿

氏 名	閱 歴	委嘱・解嘱年月日
笠 井 正 俊	京都府労働委員会会長 京都大学大学院法学研究科教授	平成 20 年 3 月 28 日委嘱
青 木 苗 子	京都府労働委員会会長代理 弁護士	平成 26 年 1 月 17 日委嘱
土 田 道 夫	京都府労働委員会委員 同志社大学法学部教授	平成 26 年 12 月 5 日委嘱
藤 井 正 大	京都府労働委員会委員 弁護士	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
橋 本 武 久	京都府労働委員会委員 京都産業大学経営学部教授	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
佐々木 利 廣	前京都府労働委員会委員	平成 24 年 11 月 30 日委嘱
山 本 敏 明	京都府労働委員会委員 電機連合京都地方協議会議長	平成 24 年 12 月 14 日委嘱
穂 山 裕 次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合京都府連合会執行委員長	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
師 玉 憲治郎	京都府労働委員会委員 UA ゼンセン京都府支部支部長	平成 30 年 12 月 21 日委嘱
松 本 隆 浩	京都府労働委員会委員 京都医療労働組合連合会特別執行委員	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
上 尾 寅 彦	京都府労働委員会委員 京都府電力総連会長	令和 3 年 10 月 22 日委嘱
青 山 獢	J AM京滋副執行委員長	令和 2 年 12 月 25 日委嘱
山 縣 哲 也	前京都府労働委員会委員	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
鍛 治 淳 志	前京都府労働委員会委員	平成 30 年 12 月 21 日委嘱
安 藤 源 行	京都府労働委員会委員 株式会社オーランド代表取締役会長	平成 18 年 9 月 22 日委嘱
塩 尻 敬 子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成 22 年 11 月 5 日委嘱
石 津 友 啓	京都府労働委員会委員 一般社団法人京都経営者協会顧問	平成 27 年 10 月 9 日委嘱
倉 垣 雅 英	京都府労働委員会委員 三菱ロジスネクスト株式会社監査役	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
南 島 新	京都府労働委員会委員 株式会社SCREENホールディングス相談役	平成 28 年 12 月 16 日委嘱
中 川 多鶴子	京都府労働委員会事務局長	平成 31 年 4 月 12 日委嘱
高 屋 奈尾子	京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	令和 3 年 4 月 9 日委嘱
小 谷 義 明	京都府労働委員会事務局審査課長	令和 2 年 4 月 10 日委嘱

※閲歴は、令和 3 年 12 月 24 日現在

(4) 事務局

京都府労働委員会事務局組織規則により、総務調整課及び審査課の2課が置かれ、その所掌事務、職制が定められている。

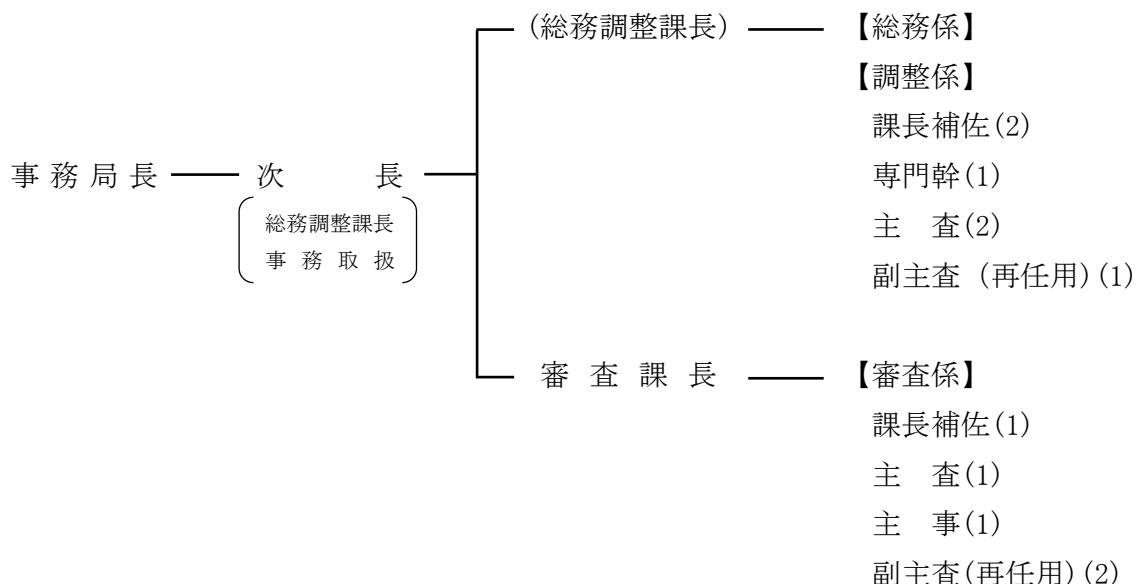
ア 総務調整課

- 1 人事事務に関すること。
- 2 予算の経理及び物品の出納保管に関すること。
- 3 公印の保管及び文書事務に関すること。
- 4 委員会の会議（公益委員会議を除く。）に関すること。
- 5 特別調整委員、あっせん員候補者に関すること。
- 6 あっせん、調停、仲裁に関すること。
- 7 個別労働関係紛争に係るあっせんに関すること。
- 8 労働争議の調整に必要な資料の収集及び整理に関すること。

イ 審 査 課

- 1 公益委員会議に関すること。
- 2 労働組合の資格審査及び資格の証明書の交付に関すること。
- 3 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。
- 4 労働協約の地域的一般的拘束力の適用に関すること。
- 5 労調法第42条の規定による請求に関すること。

【組織図】（令和3年4月1日現在）



2 会議等

労働委員会では、公・労・使の委員全員で構成される総会、公益委員のみで構成される公益委員会議のほか、他の労働委員会との連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るために行われる諸会議を開催している。

(1) 総会

総会は、委員会全般の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するため、公・労・使の委員全員で構成される会議であり、原則として毎月第2週・第4週金曜日に開催される定例総会と臨時に開催される臨時総会がある。

令和3年中には、第1752回から第1773回まで、定例総会が22回開催された。なお、うち12回はウェブ会議による開催であった。

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等を処理するため、公益委員のみで構成される会議であり、定例総会前に定例的に開催されるほか、次の場合、臨時に開催される。

- ① 総会の議決により招集の請求があったとき。
- ② 公益委員3人以上から請求があったとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。

令和3年中には、第2395回から第2418回まで、定例、臨時含め計24回の公益委員会議が開催された。なお、うち12回はウェブ会議による開催であった。

(3) 諸会議

労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理等に必要な統一と調整を図るために、次の諸会議が開催された。

ア 全国会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
第76回 全国労働委員会 連絡協議会総会	令和3年 11月18日(木) ～19日(金) 東京都 ウェブ開催	笠井会長 橋本委員 山本委員 師玉委員 上尾委員 石津委員 南島委員	・<講演>雇用類似の働き方と労使関係 元中央労働委員会会长代理 鎌田耕一氏 ・労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて (九州ブロック公労使) ・労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について (北海道・東北ブロック公労使) ・被申請者のあっせん不応諾に対する説得について (中部ブロック公労使)

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
全国労働委員会連絡協議会運営委員会	令和3年 11月19日(金) 東京都 ウェブ開催	石津委員	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員長の選出 ・副運営委員長の選出 ・第77回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場 ・全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場
全国労働委員会会長連絡会議	中止	—	

イ 14都道府県会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
公益委員会議	令和3年 10月14日(月) 静岡県主催 書面開催	—	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者又は事業受託先の労働者との間での地方公共団体の使用者性について (京都府) ・組合間の不平等取扱いについて (京都府) ・不当労働行為事件におけるオンラインによる調査手続について (兵庫県) ・不当労働行為事件の被申立人が所在不明になるとともに、会社の破産手続開始の決定がなされた場合の破産管財人への団交応諾命令について (広島県)
第35回使用者委員会議	令和3年 7月2日(金) 千葉県主催 書面開催	—	<ul style="list-style-type: none"> ・<講演>「労働組合が果たす『労務管理機能』の法的意義」再考 千葉県労働委員会使用者委員 平川 宏 氏 ・労働組合法上の労働者性について (大阪府) ・コロナ禍(大規模自然災害時含む)における調整 ・審査の留意点および工夫点 (千葉県)

ウ 近畿ブロック会議

会議名	開催日・地	出席委員	議題(提案県)
第121回 連絡協議会	令和3年 5月31日(月) 和歌山県 ウェブ開催	笠井会長 青木会長代理 山本委員 梶山委員 石津委員 南島委員	<ul style="list-style-type: none"> <講演>「ウィズ・コロナ時代の新しい働き方 —今後どう変わっていくのか— 大阪大学大学院経済学研究科教授 佐々木 勝 氏 ・不当労働行為事件におけるオンラインによる当事者調査手続きについて (大阪府) ・労使が締結した「協定書」の締結時には存在しなかつた職種への手当支給に係る紛争が生じた場合のあっせん案について (和歌山県)
臨時会長会議	令和3年 1月6日(水) 7月7日(水) 10月8日(金) 滋賀県 ウェブ開催	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の労働委員会の在り方検討について ・全労委第1回運営委員会の概要について ・要望書の提出結果について ・継続検討体制に係る近畿ブロック案について ・継続検討に当たっての近畿ブロックとしての考え方や今後の対応について ・今後の「在り方検討」小委員会への対応について
会長連絡会議	令和3年 10月26日(火) 奈良県 ウェブ開催	笠井会長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について (滋賀県) ・労働委員会の認知度向上のための特色ある取組について (奈良県) ・労働委員会の在り方検討に係る現在の状況および今後の対応について (滋賀県)
第138回 公益委員連絡会議	令和3年 1月26日(火) 奈良県 ウェブ開催	笠井会長 青木会長代理 藤井委員 橋本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・非組合員の労働条件が義務的団交事項にあたるか (奈良県) ・あっせん申請を理由とした報復的不利益取扱いについて (奈良県) ・団体交渉における担当者について (奈良県)
第53回 労働者側委員連絡会議	令和3年 5月17日(月) 滋賀県 ウェブ開催	山本委員 梶山委員 師玉委員 鍛治委員 松本委員	<ul style="list-style-type: none"> <講演>「自由は渡さない」 滋賀県労働委員会会長 吉田 和宏 氏

(4) 表彰等

京都府庁開庁記念日記念式典（6月19日）において、笠井会長、塩尻委員、橋元元委員が、京都府行政委員会等委員功労表彰を受けた。

(5) 研修

令和3年は、次のとおり委員研修会を行った。

日 時	講 師・テー マ
令和3年 10月8日(金)	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナ禍における個別労働関係紛争に果たす労働局の役割について 京都労働局 雇用環境・均等室長 廣瀬 真理 氏・職場におけるパワーハラスメント防止対策について 京都労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 高塚 知紀 氏
令和3年 10月22日(金)	<ul style="list-style-type: none">・労働法を学ぶ学生との意見交換会 コンビニオーナー（フランチャイジー）の法的保護は、労働法（労働組合法）によって行うべきか、独占禁止法（競争法）によって行うべきか 土田 道夫 委員 同志社大学大学院法学研究科大学院生

3 労働委員会をめぐる動き

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

令和3年1月7日に1都3県を対象区域とする緊急事態宣言が発出され、翌週14日からは京都府もその対象区域とされたことから、総会等の会議やあっせん及び不当労働行為事件審査期日の対応に係る基本的な考え方等について整理し、緊急事態宣言期間中となる1月15日及び2月12日、2月26日の総会及び公益委員会議を令和2年4月24日に策定した『Web会議システム「Zoomミーティング」を活用した総会及び公益委員会議開催要領』に基づき、Web会議により開催した。

令和3年2月1日に新型コロナウイルス感染拡大への対応等に係る労働委員会規則の一部改正が行われたことに伴い、3月26日に『Web会議システム「Zoomミーティング」を活用した総会及び公益委員会議開催要領』を全部改正し、以降、緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置の適用期間中の総会及び公益委員会議は改正後の開催要領に基づきウェブ会議により開催した。

＜京都府に対する緊急事態宣言等発令状況＞

令和3年1月14日～令和3年2月28日 緊急事態宣言
令和3年4月12日～令和3年4月24日 まん延防止等重点措置

令和3年4月25日	～	令和3年6月20日	緊急事態宣言
令和3年6月21日	～	令和3年7月11日	まん延防止等重点措置
令和3年8月2日	～	令和3年8月19日	まん延防止等重点措置
令和3年8月20日	～	令和3年9月30日	緊急事態宣言

緊急事態宣言等解除後も、委員・職員・来館者のマスク着用、手指消毒の徹底の要請をはじめ、ソーシャルディスタンスを確保した総会の配席を継続するとともに、CO2 センサーを導入し、適切な換気を行うなどの感染予防対策を講じて、労働委員会活動を実施した。

また、全国や近畿ブロック等各種会議、研修については、書面開催やウェブを活用して開催された。

(2) 関係機関との連携強化や認知度向上の取組について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コロナ禍の影響と見られる労働相談も見受けられる一方、労働委員会の存在やあっせん制度の周知不足により解決につなげられていない事案が存在することが考えられた。そうした潜在的ニーズに対応するためには、労働委員会における労働トラブル解決制度の更なる認知度向上の取組が必要であり、関係機関へのリーフレット配架や府の広報媒体を活用した広報、他機関との連携を継続するとともに、個別労働紛争処理制度周知月間においては、ポスターの掲出や府庁庁舎内のパネル展示、関係団体の機関紙やメルマガでの広報を実施した。

新たな取組としては、京都弁護士会と連携した会員弁護士への個別労働紛争処理制度の周知や、京都府の「出前語らい」制度（府の取組の府民向けPR事業）への登録、経営指導員や商工関係団体の会議に赴き事業主に向けた制度の周知を実施したほか、若年層向け対策として、労働委員会委員と労働法を学ぶ学生との意見交換会を実施した。

(3) 労働委員会が直面する諸課題の解決に向けた検討（今後の労働委員会の在り方検討）について

①継続検討体制立ち上げまでの経過

ア 継続検討体制の速やかな立ち上げに関する要望書提出

平成30年11月から令和2年11月まで設置された「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」における議論のまとめにおいて、「事例の調査検討が引き続き必要とされた項目も残ったところであるので、運営委員会の下に引き続き検討のための体制を設けるなどして検討課題がさらに深掘りされることが相当」とされたにもかかわらず、令和2年11月の全労委第1回運営委員会において、全労委（中労委）事務局からは、継続検討体制に係る何らの検討案も示されず、8箇月も先の令和3年7月の第2回運営委員会に先送りされた。

そのため、令和2年12月24日付けにて近畿・九州ブロック14府県の労働委員会会長連名で、「労働委員会在り方検討に係る継続検討体制の速やかな立ち上げについての要望書」を運営委員会委員長あて提出し、次回運営委員会を速やかに開催して具体的な議論により年度内に継続検討体制を決定することを要望するとともに、より具体的に議論が進む

よう令和3年1月26日には近畿ブロック会長の総意による継続検討体制案（吉田運営委員私案）を提出した。

しかしながら、先の運営委員会から3箇月以上、近畿・九州ブロック各労働委員会会长の総意による要望書提出から2箇月以上、吉田委員私案の提案から1箇月以上経過してもなお、全労委（中労委）事務局から検討体制の具体的案が全く示されない状況であることから、近畿ブロック労働委員会会长間で調整の上、令和3年3月19日付けにて「労働委員会在り方検討」に係る継続検討体制の速やかな立ち上げについて、近畿ブロック労働委員会会长連名により再要望書を提出した。

併せて、令和3年6月に長崎県で開催予定であった全国労働委員会会长連絡会議が、ウェブ開催の検討もなく、かつ、各都道府県労働委員会の意見を聞くことなく中止されたことは遺憾であり、労働委員会における諸課題に関する意見交換の場を持つべく、同連絡会議をウェブにより開催されるよう同日付で中労委会長あて、近畿ブロック労働委員会会长連名による要望書を提出した。

イ 中労委事務局との意見交換

4月に入り、中労委事務局案として「在り方検討小委員会後の検討について（案）」が示され、4月15日に滋賀県、大阪府、兵庫県、京都府の各労働委員会事務局長と中労委との意見交換がウェブ会議により開催された。提示された案はこれまでの経過を踏まえたものとは言えないこと、また、事務局レベルの対応ではなく、速やかに運営委員会を開催し、そこで議論すべきものであることなど、それぞれの事務局長から意見を述べた。

近畿ブロックとの意見交換後、順次、各ブロックへの中労委事務局案の説明と意見照会が行われ、京都府からは改めて、速やかに運営委員会を開催して検討案について議論すること、1月26日付けで提出した吉田運営委員私案についても議論の対象とすべきこと、前回の在り方検討小委員会において継続検討とされた項目のうち、深掘りすべきとされた「労働委員会の管轄」「不当労働行為救済申立ての除斥期間」の2項目については今回的小委員会においても必須のことであること、検討体制（委員構成）の内訳を具体的に示すことを求める意見を提出した。

ウ 近畿ブロック労働委員会連絡協議会

5月31日の近畿ブロック労働委員会連絡協議会の場において、滋賀県の吉田会長からこの間の「在り方検討」に係る現状や今後の予定について報告された。中労委事務局案は「在り方検討のまとめ」に基づく継続体制とは全く別物であり、全労委の在り方としても、いろいろなことを自由に議論できる体制づくりは重要であるため、「まとめ」に基づく検討体制を求めて近畿ブロックから引き続き声を上げていきたい旨が述べられた後、各府県労働委員会会长間で意見交換が行われた。

エ 全労委運営委員会運営委員に対する説明会

各労働委員会からの意見を踏まえた中労委事務局案について、6月10日から18日にか

けてブロックごとに運営委員に対する説明会が開催され、近畿ブロックは四国ブロック（公益委員）とともに6月11日に開催された説明会に滋賀県の吉田会長と大阪府の山口委員、中井委員が出席した。説明会では、吉田会長から今後の検討については在り方検討「まとめ」に基づく継続検討がまず記載されるべきものであること、吉田運営委員私案に基づき7月の全労委運営委員会（現体制）で立ち上げ検討を始めるべきこと、体制についてはブロックバランス・公労使バランスを確保し、専門部会・作業チームを設置すべきであることなどが述べられた。

オ 臨時近畿ブロック労働委員会会長会議

7月9日に開催される全労委第2回運営委員会に向けて7月7日に近畿ブロックとしての考え方や今後の対応について意見交換するため、臨時近畿ブロック労働委員会会長会議が開催された。検討項目の整理や検討の優先順位付けが必要であること、吉田運営委員私案による検討体制等を提案すること等が確認された。

カ 全労委第2回運営委員会

中労委事務局長から、「労働委員会をめぐる課題と今後の検討の進め方について（案）」について説明され、続いて滋賀県の吉田会長から吉田運営委員私案（近畿ブロック案）について説明された。大阪府の山口委員から、この間の議論を踏まえて中労委事務局の検討体制案が拡充されていることへの賛意が示され、他ブロックの委員からの意見は出されなかつたため、中労委事務局案を基本に体制を整えていくことが了承された。今後のスケジュールについては、小委員会設置要綱を作成し、委員の選定を行った上、9月か10月には1回目の小委員会を開催する見込みであることが荒木運営委員長から述べられた。

キ 小委員会設置要綱案に対する近畿ブロック意見の調整

8月に入り、中労委から小委員会設置要綱案に対する意見照会があり、①要綱の名称の修正、②委員構成に「オブザーバー委員（次期委員候補や検討項目に応じて当該検討項目を深掘りするのに適当と認められる公労使委員）」を追加すること、③「検討方法」を項目として設け、検討項目の整理と順位付け、作業チームの設置、進捗状況の全労委運営委員会への報告を規定することを近畿ブロック意見として提出した。

これに対し、中労委からはオブザーバー委員として認めるのは次期委員候補のみとし、検討方法を決定するのは小委員会の場であるため、設置要綱には記載しないとの回答があった。

②労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の設置

全労委第3回運営委員会が11月9日にウェブ会議で開催され、小委員会設置要綱が異議なく承認された。翌11月10日には小委員会委員の指名が行われ、近畿ブロックからは滋賀県労委の吉田会長、大阪府労委の岡田委員が指名された。

12月2日に開催された第1回小委員会には委員である滋賀県、大阪府とともに、京都府から

も事務局職員がオブザーバー参加した。

小委員会では委員長に中労委の両角会長代理が、委員長代理に滋賀県の吉田会長が選出され、検討項目については前半1年間を目途に継続8項目の検討を行い、まずは「管轄」、「除斥期間」に重点を置くこととされた。また、労働委員会実務へのITの活用についても並行して検討してほしい旨の意見があり、適宜取り上げることとされた。

委員の大半が前回の「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」から入れ替わっていることから、課題認識や前回の小委員会での議論を踏まえた検討の方向性等の共有が十分ではないため、「管轄」「除斥期間」を優先的に検討する課題認識や解決策等について改めて委員間で共有することが必要とされた。「管轄」「除斥期間」の今後の検討に当たっての進め方については、近畿ブロックから具体的な提案を年内に行うこととなった。

次回小委員会は2月上・中旬に開催予定。その後、月1回程度開催し、夏頃には中間のとりまとめを考えている旨、中労委事務局長から発言があった。

③「管轄」及び「除斥期間」に係る調査の進め方に関する近畿ブロック案の提出

検討項目に関する調査の進め方等について、「管轄」については大阪府が、「除斥期間」については京都府が作成した具体案に基づき、12月22日に開催した近畿ブロック労働委員会事務局長会議において協議し、提案内容をとりまとめ各府県の労働委員会会長の了解を得た上で、12月24日、近畿ブロック案として中労委あて提出した。